【委員２意見書】

「取組みの基本理念等」について意見

１．憲法第１１条、障害者基本法第１条、障害者差別解消法第１条に規定されるように、法の下で障害者も国民の一員であり、よって基本的人権の享有主体であること、そしてこの権利を実現するために、社会の中で障害者が自立でき、社会参加のための支援が必要であることをまずあげなければならない。

２．現在の社会の中には、障害者は保護の客体であるとする見方がまだ残っており、これらが解消しない限り、差別解消法のめざす主旨は実現しない。

３．施行を控えている差別解消法の啓発活動も大事であるが、１にあげる基本的人権の享有者であることを前面に押し出した工夫が必要である。これ抜きで今後現場の差別事例がなくなっても本当の解決には結びつかない。例えば小学校、中学校の教育に組入れるといった方策も必要である。

４．大阪府においては担当部署ごとに障害者に対する施策が出され実施されているが、これらを差別解消法の主旨を組み入れた内容にアレンジ、少しでも府民にアピールされたい。またこれらを横断的に整理、まとめたものを府民にわかりやすい形で示されたらと思う。

５．イメージ的には、障害者、障害者問題を知らない人が、１．基本的人権（障害者の人権）、２．障害者は社会的自立のための支援が必要、３．自分の近くに障害者がいたら、どう支援すればよいかがわかるといったもの。またこれらは具体的に現場でどう活かされているかを目で見える内容に力を入れておく。

６．差別とならない正当化理由の例示は逆効果であり、実施すべきでない。今まで実施されている合理的配慮の事例をもっともっとアピールしていくこと。

７．当面として、上記の目ざす社会実現のために、相談、紛争の防止・解決のための体制、より効力ある府条例などを備えることはいうまでもない。

８．対応要領にあたっては、大阪府内市町村を捲き込んで徹底的に浸透させるような方針を取り組まれたい。